

令和8年度(2026年度)SNSを活用した観光誘客プロモーション業務 基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度(2026年度)SNSを活用した観光誘客プロモーション業務

2 業務の目的

旅行者の行動やニーズの多様化、地域特有の自然や伝統文化を守りたいとするサステナブルな観光への配慮や意識の高まりなど、観光を取り巻く状況に大きな変化が表れている。さらに、情報収集の手段として SNS の利用率が年々上昇傾向にある。

このことを踏まえ、SNS を活用し効果的な熊本の PR 及び観光促進を図り、だれもが訪れたいくなるまち「熊本市」の実現を目指す。

3 委託業務の内容

熊本市観光政策課の Instagram、YouTube、Facebook の運営

- ・ Instagram : (<https://www.instagram.com/kumamoto.city.guide/>)
- ・ YouTube : (https://www.youtube.com/@kumamoto_city_guide)
- ・ Facebook : (<https://www.facebook.com/profile.php?id=100087082863977>)

年間の運用で契約締結後すみやかに開始すること。

(1) Instagram 運営

・「@kumamoto.city.guide」のアカウントをダグ付けし投稿された写真及び動画の中から、熊本市観光政策課 Instagram に投稿するものを選定し投稿すること。

- ・ (2) で集める写真素材から選別し投稿すること
- ・ 投稿頻度、時期等は本市と協議し決定すること。
- ・ キャプションは日本語で作成し適切な「# (ハッシュタグ)」を付けて投稿する。
- ・ 投稿する写真・内容について、本市に事前に確認し投稿すること。
- ・ ストーリーズを効果的に活用し、必要があればアーカイブに残すこと。
- ・ 市の関連アカウントとの共同投稿を積極的に実施。指示があれば投稿すること。

(2) 観光PR用素材制作

- ・ クオリティの高いPR用のスチール撮影を実施。投稿素材としても活用すること。
- ・ テーマや時期、素材の内容については本市と協議し決定すること。
- ・ 撮影は年間数回に分けて実施。

(3) SNS周知拡大・フォロワー数拡大にむけた企画

①アカウントの認知拡大、UGC 投稿用素材収集のためにフォトコンテストの実施。

- ・ 開催の時期、期間、回数は本市と協議し決定すること。
- ・ 告知用のショート動画を作成し必要とする期間広告配信の実施。
- ・ 受賞作品の選定および準備、受賞者への賞品発送。

②ノベルティの制作

- ・アカウント周知に繋がるノベルティを制作すること。

③インフルエンサーによるタイアップ企画

- ・インフルエンサーとタイアップ企画の実施。
- ・インフルエンサーや撮影施設との連絡および撮影に係る作業全般の調整をすること。
- ・人物、時期、企画内容については本市と協議し決定すること。

(4) 動画制作・配信

- ・時期、企画内容については本市と協議し決定すること。
- ・InstagramとYouTubeどちらにも配信できるプロモーション動画（縦／横）を2本以上制作し投稿・配信すること。
 - ・Instagramのリールでの利用を想定した観光スポットのショート動画を5本以上制作し投稿すること。
- ・制作物はデータで納品すること。視聴環境をPC・スマートフォン双方に適したものとする

(5) SNS 広告運用

制作した動画や写真を活用し、SNS 広告配信を毎月実施すること。

(6) 効果測定・インサイト分析

- ・事業の実施に伴い効果測定を実施し、SNS や YouTube のフォロワーの地域や年齢層、数値データを元に、アカウント分析を行うこと。
- ・毎月分析結果の報告および翌月の投稿案について会議を実施すること。
- ・業務終了後に全体を通した報告書による結果報告を行うこと。

(7) Facebook・YouTube の運営

Facebook：Instagram の投稿のうち可能な限り同時投稿すること。

YouTube：撮影した縦型動画や長動画、その他市が提供する動画を配信すること。

その他、必要があれば本市と協議し運営すること。

(8) その他

- ・撮影素材は市が運営する他のSNSやHPにも使用されることを想定し、必要であれば許可をとること。
- ・各施策、事前準備や投稿案の確認などは共有ツールを活用する。
- ・共有ツールやオンライン会議で対応が難しい場合は対面での協議を実施。
- ・UGC 投稿や撮影およびイベント時、その他必要であれば受託者にて許可を取ること。
- ・イベントを実施する際は、事前に参加者に対して写真の使用許可について説明すること。

4 履行場所

委託者が指定する場所

5 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

6 提案上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税含む）

7 著作権に係る留意事項

- (1) 投稿用写真の撮影及び動画制作に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。また、二次利用にあたり加工して使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。